

第1章

子供・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 青少年育成施策大綱の策定

2000年代前半、我が国社会において少子高齢化、情報化、国際化、消費社会化が進行し、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響が及んでいるとの認識の下、青少年を健全に育成するための総合的な施策の展開が期待された。そこで、平成15（2003）年6月、内閣に青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、同年12月9日、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、同本部において初めて「青少年育成施策大綱」が定められた。

さらに、その5年後の平成20（2008）年12月に、前大綱に盛り込んだ青少年育成の理念等を継承しつつ、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るため、新しい「青少年育成施策大綱」が策定された（青少年育成推進本部決定）。

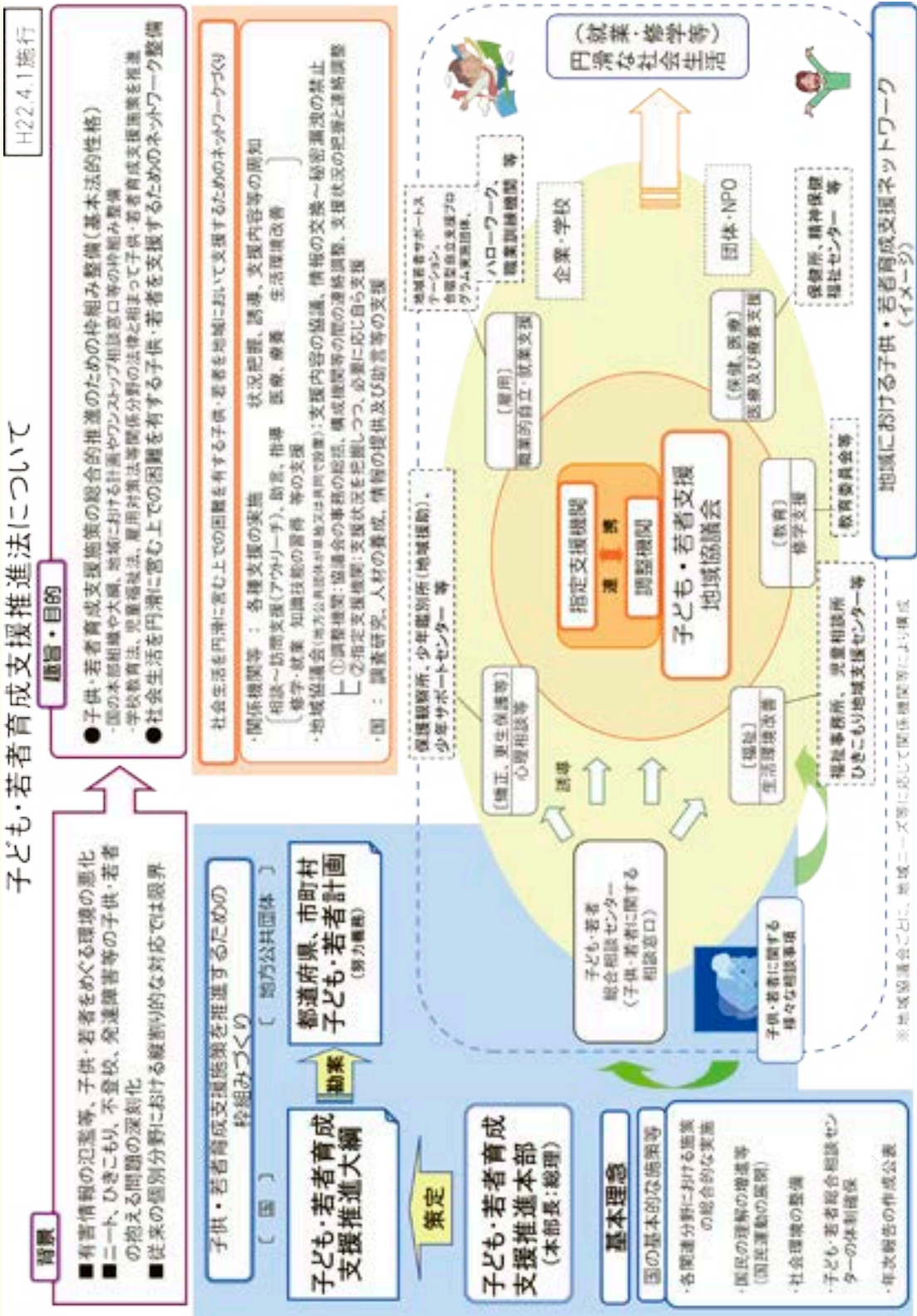
第2節 「子ども・若者育成支援推進法」の制定と同法に基づく取組

1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子供や若者をめぐる状況は厳しい状態が続いていた。次代の社会を担う子供や若者の健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑みれば、関連分野における知見を総合して諸課題に対応していくことが必要であると考えられた。このため、平成21（2009）年の通常国会（第171回国会）に政府提出法案として「青少年総合対策推進法案」が提出された。そして、衆議院における修正を経て、同年7月、

- ・国における本部の設置、子供・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「大綱」という。）の作成、地域における子供・若者育成支援についての計画の作成、ワンストップ相談窓口の整備といった枠組みの整備
 - ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者を支援するための地域ネットワークの整備
- を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）（以下この節において「法」という。）が、全会一致で可決、成立し、平成22（2010）年4月1日に施行された（第1-1図）。

第1-1図 「子ども・若者育成支援推進法」の概要



(出典) 内閣府ホームページ (https://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html)

2 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定

(1) 「子ども・若者ビジョン」の策定

平成22（2010）年4月1日の法施行に伴い、内閣府に、法第26条に基づく特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）が設置された。本部の所掌事務は、大綱を作成し、その実施を推進することなどである。本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官と青少年育成を担当する内閣府特命担当大臣、本部員は国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣とそれら以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者とされており、全ての国務大臣が本部員として指定された。本部において、同年7月23日、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が決定された。

「子ども・若者ビジョン」の実施を推進するとともに、同ビジョンに基づく施策の実施状況について点検・評価を行うため、平成23（2011）年7月、有識者からなる「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」を開催することが、本部長により決定された。同会議では、18回にわたる検討を行い、平成26（2014）年7月、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成27（2015）年11月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

(2) 「子供・若者育成支援推進大綱」の策定

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、政府においては、新たな大綱を策定すべく、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議における指摘を踏まえつつ、総合的な見地から検討を行った。検討に当たっては、全国から募集した中学生以上30歳未満の若者（ユース特命報告員）に対する意見募集やパブリックコメントを実施し、若者を含む国民から幅広い意見を募った。これらの意見も参考として、平成28（2016）年2月9日、本部において新たな「子供・若者育成支援推進大綱」（第1-2図）を決定した。

新大綱では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針とするとともに、同大綱に基づく施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行うことなどが盛り込まれた。

平成31（2019）年4月、大綱に掲げられている施策の実施状況や対策の効果等を点検・評価し、子供・若者育成支援施策についての検討を行うため、新たに「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」を開催することが本部長決定され、同月に第1回会議が開催された。今後、同会議において大綱の点検・評価を行っていくこととしている。

次章以降では、大綱の掲げる5つの重点課題に則して、政府が講じた子供・若者育成支援施策の実施状況を記述する。

第1-2図 「子供・若者育成支援推進大綱」の概要

子供・若者育成支援推進大綱（概要）
 ~全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して~

平成28年2月9日(火)
 子ども・若者育成支援推進本部決定

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

○**全ての子供・若者**が自尊心や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、**社会的に自立した個人として健やかに成長**するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等**が各々の役割を果たすとともに、**相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題**である。なお、**一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮**する必要がある。

○**全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。**

現状と課題

- 【**家 庭**】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 - ・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 - ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【**地 域 社 会**】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 - ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【**情報通信環境**】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 - ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【**雇 用**】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
 - ・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの



【**課題の複合性、複雑性**】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援